

教育委員会では、様々な地域課題に取り組んでみえるサークルや団体の活動支援の一環として、講座や学習の集い、スポーツイベント、芸術文化活動などの行事の後援を行っています。

後援依頼される場合は、「後援名義使用申請書」を下記提出先へご提出ください。

後援名義使用申請書には次の資料を添付してください。

- ・ 行事の概要がわかる資料（事業計画書、チラシ又は事業案） ※ 前回のチラシ等でも可
- ・ 行事にかかる収支計画書（入場料や参加費が必要な場合）

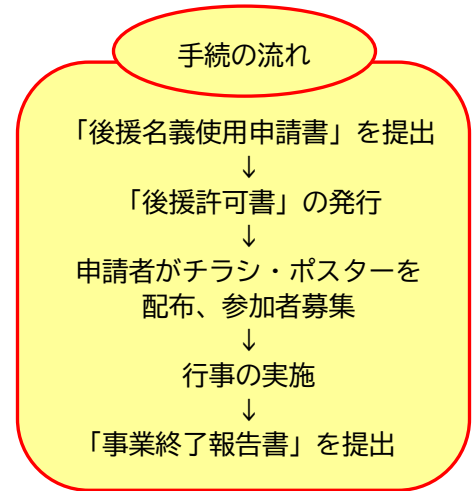
申請をいただいてから後援の許可をお渡しするまでに、2週間程度要しますので、チラシ等の印刷に間に合うよう余裕をもって申請してください。

後援の許可を受けて、行事のチラシ等を印刷される場合は、必ず、チラシ等に主催者名と連絡先を明記してください。

※ 許可後に内容変更が生じた場合は、「事業変更届」を提出してください。

後援を受けた事業が終了しましたら、1箇月以内に、「事業終了報告書」を提出してください。事業終了報告書には次の資料を添付してください。

- ・ 行事实施状況がわかる資料（行事で配布した資料、行事の様子の写真など）
- ・ 行事にかかる収支報告書（申請時に収支計画書を提出された場合）



提出先

主な行事の内容	提出先（担当課）	電話	提出先所在地
生涯学習の振興及び青少年の健全育成に関する事業	生涯学習課	0594-24-1244	中央町三丁目79番地 くわなメディアライブ2階
スポーツイベント	スポーツ振興課	0594-24-1251	
芸術文化的事業	観光課	0594-24-1361	中央町二丁目37番地 桑名市役所2階
小中学生を対象とする事業や教育研究事業	教育研究所	0594-24-1242	
人権啓発に関する事業	人権教育課	0594-24-1246	
その他教育委員会が後援を認める事業	教育総務課	0594-24-1236	

教育委員会が後援する行事は、原則として『教育、福祉、学術、人権啓発、スポーツ及び文化の振興に貢献すると認められる』行事です。どのような教育的要素があるかを、申請書の目的又は趣旨の欄にご記入ください。また、次のような行事には後援を行いません。

- ・ 主に営利目的と認められるもの（※物品の販売等も含む）
- ・ 売名行為が明らかなもの
- ・ 特定の宗教や政党のための活動であるもの